

記事 内容	☆平和行動in根室
	☆平和行動in根室/2017年度政策制度概要
	☆地協議長・事務局長会議/金属部門連絡会「親子ものづくり教室」
	☆ご存知ですか「無期転換ルール」
	☆青年委員会「ユースラリー」/労働委員会からのお知らせ
	☆大会公示/もうすぐ選挙/10月の行動予定
	☆あけぼのビル

～北方領土(択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島)の返還! 故郷への想いをつなごう!四島交流を進めよう!～

2017平和行動in根室

連合の平和行動として今年最後となる「平和行動in根室」が9月8日(金)～10日(日)に開催された。埼玉からは、連合埼玉としての参加者9名と、連合関東ブロック事務局として佐藤事務局長の合計10名が参加した。

島を追われてから72年の歳月が流れ、約17,000名の元島民の内、既に10,000人が亡くなっている。連合は「次世代への継承」「ビザなし交流」「日本人が北方領土に暮らしていた証を残す」の3点を重点に取り組んでいる。9月7日(木)におこなわれたウラジオストックでの日露首脳会談では、北方四島での共同経済活動を進めていくことが確認された。交渉は政府がおこなうが、連合は世論形成をし、その交渉を後押ししていく。そのためにも、参加者は、今回の行動で感じたことを地域・職場に持ち帰り共有することで返還運動に取り組むことを誓った。

日程

■北方四島問題学習会

1日目
(9/9)

と き 13:30～17:00
場 所 北方四島交流センター
内 容 ①北方四島問題紹介ビデオ
②分科学習会

■2017平和ノサップ集会

2日目
(9/10)

と き 11:00～12:00
場 所 納沙布岬・望郷の岬公園
内 容 主催者挨拶・地元歓迎挨拶、来賓挨拶
元島民の訴え、特別報告(竹島問題)
平和メッセージ、ピースリレー
集会アピール採択、ガンパロー

■連合「ねむろ水産フェスタ2017」

と き 12:15～13:15
場 所 歯舞漁港

参加者氏名

牧田 晴充 (連合埼玉副会長)
下條 友久 (電機連合/岩崎電気労働組合埼玉支部)
百瀬 竜哉 (JAM埼玉/シチズン労働組合埼玉支部)
濱田 浩 (さいたま市地域協議会
/日本ピストンリング労働組合)
山崎 行雄 (川口・戸田・蕨地域協議会
/日本アンテナ労働組合)
大谷 勝一 (熊谷・深谷・寄居地域協議会
/NTT労働組合熊谷分会)
加藤 勇二 (秩父地域協議会/三菱マテリアル横瀬労働組合)
半田 純子 (女性委員会/JP労組埼玉連絡協議会)
小林 孝徳 (連合埼玉副事務局長)

①平和行動に参加したのは何回目ですか？

②何を目的に参加しましたか？

③感想

①2回目

②北方領土返還運動を目に焼きつけ、次世代に語り継ぐこと

③学習会で、太平洋戦争末期から終戦直後の色丹島を舞台にした、ソ連の占領に伴い激変した島民の暮らしを描いたアニメ映画を初めて見て、自分自身の認識を変えた。不法に占拠した憎きソ連、そして島民が厳しい統制下にあった事実は間違いないが、異国間の子ども同士がお互いの国の歌を教え合い、言葉はわからないまでも仲良くなっていく姿は良い意味でショックが大きかった。しかし、第二次世界大戦敗戦直後にソ連軍によって北方領土が不法に占拠され、日本でありながら日本人の住めない島々にさせてしまったことは絶対に許されることではない。遠い道のりではあるが、すべてが解決をする日まで運動を続け、語り継いでいかなければならない。



牧田晴充

①2回目

②北方領土問題の認識を高めたい

③元島民の方々のお話をお聞きできる機会があった。72年前に故郷を追われ耐え難い体験をした事、再び故郷の土を踏む事を信じて活動を続けている事などをお話しされている時には胸が詰まる思いだった。元島民の方々の人数も減ってきているのも事実であり、解決に向けた時間にも猶予はないが、まずは1つ1つの扉を開けながら一歩ずつ前進させ、四島返還に結びつけていく事が重要だと感じた。



百瀬竜哉

①2回目

②北方領土問題の過去と現在を知り未来へ繋げる

③「北方領土は、日本固有の領土です」昔テレビで流れていた政府CMを思い出した。旧ソビエト連邦に不法に占拠されて以来72年の歳月が流れても未だ「近くて遠い国」北方領土。根室市内には故郷への帰還を願い、厳しい環境下で暮らす元島民の方々も数多くいるとの事だ。「一億の切なる願い島帰れ この間近なる岬に叫ぶ」今回の平和行動に参加し、遠い記憶の中で燻っていた北方領土問題を再認識すると共に、納沙布岬の石碑に刻まれた祈りの言葉が1日も早く実現すべく、政府のみならず私達自身も行動を起こし続け、国民の総意を高めていく事の必要性を実感した。



濱田浩

①初めて

②北方領土問題についての知識を深めるため

③最近の北方領土については、墓参りやビザなし交流など、問題解決に向けて前進している印象だった。しかし、現実には、未だに自由に行くことも、住むこともできない状況であることを知った。元島民の方の「島に帰りたい」という強い思いも聞き、元島民の高齢化が進み、願いを叶えることなく亡くなった人も多い状況を見ると、一刻の猶予も許されない状況であると感じた。問題を解決するには、多くの国民が関心を持って声を上げることである。そのためにも、北方領土問題について、多くの人に伝えていく必要があると思った。



下條友久



挨拶をする神津会長



学習会の様子

①2回目

②平和行動参加をつうじて体験・見聞きしたことを労組での平和行動に繋げる

③平和行動in根室に参加させていただいたことで、北方領土問題の経緯と、現在多くの日本人が故郷に満足に帰る事が出来ずにいるかを知ることが出来た。北方四島が旧ソビエト連邦により不法に占拠されてから今年で70年余が経過しており、元島民の方々も高齢となられ、故郷に帰れないまま亡くなってしまおうという悲しい現実からも、早期解決の必要性を強く感じた。今後は、北方領土問題が風化しないよう、平和行動をつうじて得たことを職場や家庭で共有し、多くの方に広めていきたいと強く感じた。



山崎行雄



参加者のみなさん



ガンバロー三唱

①初めて

②北方領土の現状視察と現在抱える課題等に関する理解を深める。

③島民の方から、当時の凄惨さや、今までの闘いといった当事者でしか知り得ない大変貴重なお話を聞かせていただいたことに感謝したい。ニュースや情報誌だけでは伝わらない歴史、課題等について、生の声を聞くことにより、より深く理解することができた。「領土の奪回も大事なことはあるが、それよりもまず、島へ帰りたい、島で朝日が見たい」という涙ながらの願いを聞き、今まであまり関心なかった自分を恥じた。自分の知らないところで、数十年の間、思い、戦い続けてきたこの歴史は、決して薄れさせてはならないと強く感じた。



加藤勇二

①初めて

②北方領土について学習するため

③敗戦の傷跡のように強引に奪われ強制的に島を追い出された島民の方々は平均年齢も80歳以上になってしまい、今では墓参りで少しの時間に限り入島が許され、徐々にではあるが島に帰れる機会も増えてきているようだが、一刻でも早く自由に島に帰れるようにすべきだと痛感している。現在ではロシアの住民も多数暮らしているようで、その人達の暮らしもあることだし、難しい問題ではあるが、まずは「近くて遠い島々」の解消が図られればいいと思うし、私達も行動していかないといけないと感じた。



大谷勝一

①2回目

②北方領土問題の歴史と現状を知るため

③戦後72年が経過しても解決していない北方領土問題の歴史と現状を知ることとなった。この問題を分かりやすく取り扱った映画「ジョバンニの島」で実際に元島民に起こった出来事だと知り、とても衝撃を受けた。平和ノサップ集会を通して、この問題を解決するには、もっと多くの人が北方領土問題について関心を持ち、北方領土返還実現への思いを次世代の若い人に受け継いで貰う必要があると感じた。集会終了後に納沙布岬から見えた歯舞群島のひとつ水島島が印象に残っている。そして、この貴重な経験を自分の組織の中でも展開していきたい。



半田純子

～人と人が信頼でつながる要請内容～

2017年度政策制度県要請(7分野18項目)上田県知事へ提出

9月13日(水)、連合埼玉は上田清司埼玉県知事に対し2017年度政策制度要請書の提出をした。

初めに小林会長から「連合埼玉は働くことを軸とする安心社会をめざして取り組んでいる。若者への労働法教育、教職員の長時間労働の問題、子ども食堂に関する支援など、安心して働き続けられる社会、ディーセントワークの実現と、人と人が信頼でつながる地域社会の確立に向けた内容である。ぜひ連合埼玉の政策制度要請を推進していただきたい」と要請文書を手交した。

要請を受けた上田知事は、「日頃より県政推進に協力いただきありがたく思っている。経済全体を見てみると賃金が上がっていない、したがって消費が伸びない、景気も良くならないという負の連鎖をなかなか変えきれない。こうした状況で親の貧困が即、子どもの貧困となり教育のレベルが落ちていくと社会参加ができにくくなって弱ところにしわ寄せがいつかある。福祉や社会保障の分野でも、

未来につなぎより安定的な社会を築くための人材確保が十分でない。高齢者が運転免許返納した時の代替え交通手段としてバスルートを開発する際、AI等活用して先進的に解決していきたい」と挨拶された。

今後は10月に県の関係部局と話し合いを持ち、平成30年度の予算編成に反映されるよう取り組みを進める。また、各地域協議会においては11月から12月にかけて該当エリア内の市町村に対し、政策制度要請をおこなう予定となっている。

※要請内容は、連合埼玉ホームページに掲載していますのでご覧ください。



小林会長より上田知事へ要請書を手交

ご存知ですか「無期転換ルール」

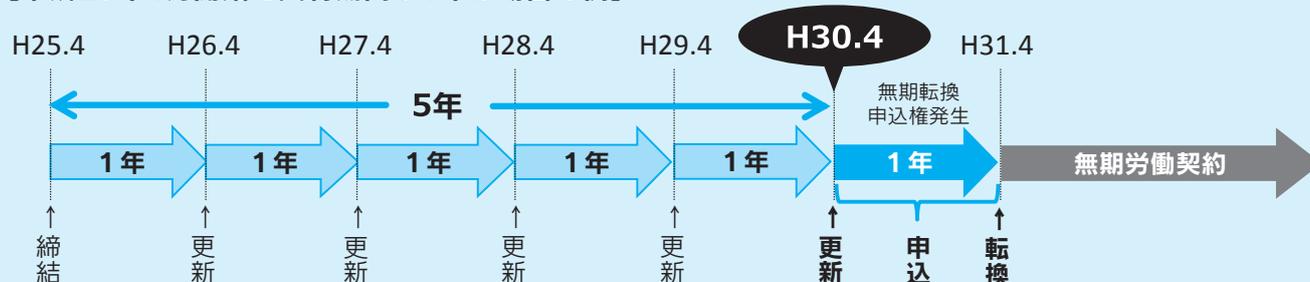
2018年4月から無期労働契約への申し込みができます

今、全国で約1,500万人の方が有期の労働契約で働き、その約3割が通算5年を超えて労働契約を繰り返し更新している実態にあります。こうした方々の雇止めの不安などを解消し、安心して働き続けることができる社会を実現するため、平成25年4月施行の改正労働契約法第18条で無期転換ルールが規定されました。これにより労働者は長期的なキャリア形成を図ることができ、また、企業にとっても優秀な人材の確保が可能となるものです。

無期転換ルールとは…

有期の労働契約が反復更新されて通算5年を超えた時は、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月以降に締結した有期労働契約から開始します。（労働契約法第18条、平成25年4月施行）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定などが必要です。

対象となる方は…

雇用されている方のうち、原則として**契約期間に定めがある有期労働契約が5年を超えるすべての方が対象**で、契約社員やパート、アルバイトなどの**名称は問いません**。

申込みは書面で…

無期転換申込み権の発生後、**働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立**します（会社は断ることができません）。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、のちのちのトラブルを防ぐため、**書面で行うことをお勧め**します。

皆さんの職場にこのルールの対象となる方はいませんか？もしいたらこのルールをアドバイスして、雇止めの不安の解消や、安心して働き続けることができる社会を実現しましょう

くわしくは無期転換ポータルサイトへアクセス！

無期転換ルールの概要や無期転換のメリットなどのほか、相談先である都道府県労働局の一覧等を掲載しています。

<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト 検索



地協活動の重要性と課題について共有認識をはかる

～ 2017年度第2回地協議長・事務局長会議を開催 ～

9月1日(金)あけぼのビルにおいて、12地域協議会より21名が参加し、2017年度第2回地協議長・事務局長会議を開催した。

冒頭、小林会長より「民進党代表選がおこなわれており、前原氏が一步ぬけていると言われている。前原氏、枝野氏のどちらが代表になっても、考え方に大きな違いはないと思うので、党内をまとめ政権交代可能な政権になってもらいたい。また秋の国会では、政府与党は残業代ゼロ法案を含め労働関連の8法案の一括審議を考えている。目的も対象も違う法案を一括審議する安倍政権の強引な手法に対し、我々は世論にしっかり訴えていきたい」と挨拶した。

議事では、2017年度政策制度要請における市町村要請を中心とした説明や、地協ブロック連絡会・首長懇談会に関する確認等をおこなった。また、各地協と民進党総支部長との連携について意見をいただいた。その後、地協独自の活動について、県央地協、比企地協、西部第四地協、秩父地協より報告を受けた。

最後に、今年3月に連合と連合総研が実施した「地協の組織と活動に関する調査」の中間まとめを踏まえ、地域に根ざした顔の見える運動のさらなる深化について、連合組織拡大・組織対策局の宇田川局長より説明を受け、実態と課題について意思統一をおこなった。



冒頭挨拶をする小林会長



地協調査の説明をする宇田川局長



会場の様子

親子で楽しくコースターづくり

金属部門連絡会 JCM埼玉「親子ものづくり教室」

連合埼玉金属部門連絡会は9月2日(土)、ものづくり大学にて「親子ものづくり教室」を子ども29名、保護者26名、スタッフ9名、合計64名参加のもと開催した。ものづくり大学の協力で、ものづくりの大切さ、楽しさを子どもたちに伝えていきたいという趣旨で開催しており、今年で5回目となった。

今年はコースターづくりに挑戦し、コースターの枠となる木枠に、大小色とりどりのタイルを張り付けた後、タイルとタイルの隙間に目地材を塗りこみ完成させた。タイルは通常の四角いものだけでなく、丸型や六角形、葉っぱやハート形など様々なものが用意されており、参加者は限られたスペースにいか



親子で仲良く



参加者のみなさん

に配置するのか、配色はどうするのか、親子で相談しながら、試行錯誤を重ねながらオリジナルコースターを完成させた。参加者からは、タイルの配置や色合いなどの苦労もあったけど、とても楽しい時間を過ごせた、とのコメントをいただいた。

共有する時間と広がる輪が青年層の育成を加速する

～2017年度 青年委員会ユースラリー～

青年委員会は8月26日(土)～27日(日)に越生町にある「ゆうパークおごせ」にて、構成組織、青年委員会幹事を合わせ24名の参加のもと、「2017年度ユースラリー」を開催した。

1日目は、自己紹介やアイスブレイクで緊張を解した後に、パラスポーツである「ボッチャ」について、埼玉県ボッチャ協会の三吉頼直選手よりその歴史や現状について講演いただいた。講演の後には、ボッチャの体験学習を実施した。特にグループ対抗戦では参加者同士が声を掛け合い、より密なコミュニケーションをはかることが出来た。

体験学習を終えた後、夕食・懇親会としてのバーベキューでは、天候に恵まれたこともあり、時間を忘れて

深夜まで語り合った。

2日目は青年委員会の活動報告をおこなった後、連合埼玉佐藤事務局長より「青年層に期待すること」というテーマで講演いただいた。講演の後半ではグループディスカッションの時間もあり、これから先に自分たちが出来ることや、連合の活動をどのように発展させるべきかなど真剣に話し合った。地域社会やNPO団体などとの連携など、ディスカッションの内容は多岐にわたり、参加者それぞれが新たな気付きを得ることが出来た。

青年委員会では、今後も青年層の更なる活性化をほかり、活動の充実を目指していく。

(青年委員会委員長 佐藤 洋太)



挨拶する佐藤委員長



ボッチャ体験学習の様子



参加者のみなさん

職場でのトラブル解決を労働委員会がお手伝い

埼玉県労働委員会は、公労使三者構成により中立・構成的な立場で、あっせん[※]や不当労働行為の審査をして、労働者(労働組合)と使用者(会社など)とのトラブル解決のお手伝いをしています。連合埼玉からは、5名の労働者委員のうち4名の役員派遣をしており、現在も活躍していただいています。

埼玉労働委員会よりお知らせ

円満な解決のお手伝いをします

「解雇・雇止め」「パワハラ」「セクハラ」など会社に訴えても改善されずお困りのことはありませんか。労働委員会では、中立・公平な立場であっせんを通じて、労働者と会社とのトラブル解決をお手伝いします。手続きは簡単・無料、秘密厳守です。どうぞご利用ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/e2001/roui-gaiyou-/kobetsu.html>

お問い合わせ 埼玉県労働委員会事務局 TEL 048-830-6452

※「あっせん」とは…労働組合と使用者との間で、紛争を自主的に解決することが困難な場合に、あっせん員が双方の話し合いをとりもったり、主張を調整したりして、解決のためのお手伝いをします。申請は労使どちらからでも可能です。また、労働組合に加入していない場合には、「個別的労使紛争のあっせん」を利用することができます。

2017年9月13日
日本労働組合総連合会
埼玉県連合会
会長 小林 直哉

公 示

連合埼玉規約第16条ならびに第19条にもとづき、第15回定期大会を下記のとおり開催する。

記

1. 日 時 2017年11月15日(水)10:00～
2. 会 場 浦和ロイヤルバインズホテル 4階・ロイヤルクラウン
さいたま市浦和区仲町2丁目5番1号
TEL 048-827-1111(代)
3. 主要議事 (1)2018年度～2019年度運動方針(案)について
(2)2018年度 予算(案)について
(3)2018年度～2019年度役員を選出について
(4)その他

以上

もうすぐ選挙

ふじみ野市長選挙

▶高畑 博(たかはた ひろし) 56才(無・現2・連合埼玉推薦2回目)
告示日:2017年10月22日(日) 投票日:2017年10月29日(日)

越谷市長選挙

▶高橋 努(たかはし つとむ) 74才(無・現2・連合埼玉推薦3回目)
告示日:2017年10月22日(日) 投票日:2017年10月29日(日)

現在予定される10月の日程表です

10月	連合埼玉・事務局	行事等	地協・産別・労協・福祉事業団体・県・上部・外部団体
1日 日			
2日 月	第2回広報委員会(16:00～・連合埼玉会議室)		
3日 火	第3回男女平等参画推進委員会(10:00～11:45・連合埼玉会議室)	第6回地方連合会代表者会議(14:00～・連合会館)	
4日 水		連合第15回定期大会(9:00～ 5日12:00・東京国際フォーラム)	
5日 木	ディーセントワークおよび最低賃金周知の街宣行動(18:00～・大宮駅東口)		
6日 金	ネット21「第4回運営委員会」(9:30～・連合埼玉会議室)		①埼玉労協「地域労協代表者会議」(13:00～・ときわ会館) ②埼玉労協「政策制度会議」(15:00～・ときわ会館) ③埼玉公務労協「第4回総会」(18:30～・あけぼのビル501)
7日 土			
8日 日			
9日 月			
10日 火		第48回衆議院選挙公示日	
11日 水	第11回四役・執行委員会(10:00～・埼玉会館)	川越・西入間地域協議会「第5回幹事会」(19:00～・ネット21川越)	
12日 木			
13日 金	「女性のためのSTEP UPセミナー(上級編)」(10:00～ 10/14 11:50・あけぼのビル3F)	自治労埼玉県本部「第77回定期大会」(10:00～・さいたま共済会館)	
14日 土		UAゼンセン埼玉県支部「第6回定期総会」(13:00～・浦和ワシントンホテル)	
15日 日			①JEC連合埼玉地方連絡会「第16回定期総会」(14:00～・ときわ会館) ②川越・西入間地域協議会「クリーンキャンペーン」(10:00～・川越市内)
16日 月			
17日 火	2017年度「地協ブロック連絡会」市長・町長政策懇談会(10:00～・15:00～・さいたま共済会館)		
18日 水	2017年度「地協ブロック連絡会」市長・町長政策懇談会(10:00～・15:00～・三高サロン)		
19日 木	組合役員教育プログラム「修了証書授与式」(16:00～・連合埼玉会議室)	埼玉県「正社員化支援フォーラム」(14:00～・さいたま市文化センター)	
20日 金	2017年度「地協ブロック連絡会」市長・町長政策懇談会(10:00～・15:00～・キングアンバサダーホテル熊谷)	2017連合中央女性集会(10:30～・東京ビックサイト国際会議場)	
21日 土			
22日 日			①第48回衆議院選挙投票日 ②ふじみ野市長選挙告示日 ③越谷市長選挙告示日
23日 月	2017年度「地協ブロック連絡会」市長・町長政策懇談会(10:00～・15:00～・川越東武ホテル)	埼玉連「第58回定期大会」(14:00～・日本梱包運輸倉庫労働組合会館)	
24日 火	埼玉シニア連合「第6回四役会・第7回幹事会」(13:00～・14:30～・連合埼玉会議室)		
25日 水	埼玉労働局との意見交換(15:00～・埼玉労働局)	埼玉労協企画委員会(15:00～・ときわ会館)	
26日 木	連合埼玉外部会計監査(10:00～・連合埼玉会議室)		
27日 金	青年委員会「環境文化体験学習in「屋久島」」(~30日・鹿児島県屋久島)		
28日 土			
29日 日			①ふじみ野市長選挙投票日 ②越谷市長選挙投票日
30日 月	①連合埼玉内部会計監査(10:00～・連合埼玉会議室) ②女性委員会「第8回幹事会」(18:00～・連合埼玉会議室)		
31日 火			

Akebono Building

あけぼのビル

事務局長

佐藤 道明

◆高プロ導入に反対意見付記

厚生労働大臣の諮問機関である「労働政策審議会」(以下、労政審)は9月15日、労働基準法改正を含む「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」を「おおむね妥当」と答申した。答申には、高収入の一部専門職を労働時間規制から外す「高度プロフェッショナル制度」の導入と、裁量労働制の対象拡大に対し、「長時間労働を助長するおそれがなお払拭されておらず、実施すべきではない」とする労働者代表委員の反対意見を付記した。

労政審労働条件分科会で諮問・答申された労働基準法改正法案は、今年6月の建議「時間外労働の上限規制等について」の内容と継続審議中の労働基準法改正法案(2015年法案)を含むものである。

主な内容は、(1)時間外労働の上限規制、(2)中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予廃止、年次有給休暇の取得促進に関する使用者の付与義務、(3)企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大、高度プロフェッショナル制度の創設などである。(3)については、労働者の健康確保の重要性に関する公労使の共通認識の下、2015年法案に対して、対象業務の範囲の明確化や健康確保措置の強化などの修正がなされたものの、長時間労働を助長するおそれがなお払拭されておらず、連合が法案から落とすべきと主張してきた企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大および高度プロフェッショナル制度の創設が含まれた形で法案要綱が諮問・答申されたことは非常に遺憾であり、残念である。

雇用環境・均等分科会で諮問・答申された労働時間等設定改善法改正法案の内容は、勤務間インターバル制度の努力義務の新設である。連合はかねてより、すべての労働者を対象とする制度の導入を求めており、努力義務の新設は、法律による規制に向けた第一歩である。安全衛生分科会で諮問・答申された労働安全衛生法改正法案の内容は、産業医の独立性・中立性の強化などである。また、労働安全衛生規則では、すべての労働者を対象とした労働時間の客観的な把握義務が規定されることになっている。

◆8種類の労働法規を改正

答申を受け政府は、8種類の労働法規の改正をひとまとめにした法案を提出し、原則2019年4月の施行をめざしている。

法案には残業時間の上限を原則「月45時間、年360

時間」とし、繁忙期でも「月100時間未満、年720時間以内」と明記。罰則も設ける。正社員と非正規(パートと有期雇用、派遣)の不合理な待遇差を禁止する「同一労働同一賃金」のうち、派遣を除く中小企業への適用は2020年4月からとなる。

「働き方改革関連法案」に含まれる8種類の法改正の主な内容は次のとおりである。

(1)労働基準法[残業時間の上限規制▽裁量労働制の対象拡大▽高プロ▽年休取得促進▽罰則]、(2)じん肺法[産業医・産業保健機能の強化]、(3)雇用対策法[働き方改革の理念を定めた基本法「労働施策総合推進法」に改称]、(4)労働安全衛生法[研究開発職と高プロ社員への医師の面接指導]、(5)労働者派遣法[同一労働同一賃金]、(6)労働時間等設定[勤務間インターバルの努力義務改善法]、(7)パートタイム労働法[同一労働同一賃金。「パート有期法」に改称]、(8)労働契約法[有期雇用を理由とした不合理な労働条件の禁止規定を(7)に移す]

◆安保関連法と「同じ手口」

政府は労働基準法を含む8つの労働法規の改正を「働き方改革関連法案」としてワンセットにして国会に提出するが、性格が異なる法案をひとつにまとめた手法には問題が多い。

高度プロフェッショナル制度を導入し、裁量労働制の対象を拡大する現在の労基法改正案は、2015年に国会提出後、「過労死を助長する」という野党の反対で一度も審議されなかった。

政府は状況打開のため3月、残業時間の上限規制や正社員と非正規の不合理な待遇差を禁止する「同一労働同一賃金」などに政労使で合意した。しかし、労働界が長年「悲願」としてきた内容を「働き方改革関連法案」とし、一括法案に盛り込んだ。法案全体に野党が反対しにくくなり、審議時間も短縮する狙いがある。内容が複雑化し、与野党による妥協案も練りづらい。

安倍政権は2015年、憲法解釈の変更による集団的自衛権行使の容認や国連平和維持活動拡充を柱とし、自衛隊法や事態対処法など10の法改正を一括した「平和安全法制整備法」を成立させた。今回の「働き方改革関連法案」はまさに「同じ手口」である。

今求められているのは、過労死・過労自殺ゼロの実現であり、高度プロフェッショナル制度の創設ではない。すべての労働者が、健康とワーク・ライフ・バランスを確保しながら、働き続けられるようにすると時間外労働の上限規制の趣旨が活かされなければならない。

そのためにも、10月10日公示、22日投開票でおこなわれる衆議院解散総選挙では、推薦候補の当選を勝ち取り、今後の国会審議の場において、残る懸念点を払拭して行かなければならない。

2017.9.23